

～青森県漁業共済組合より～

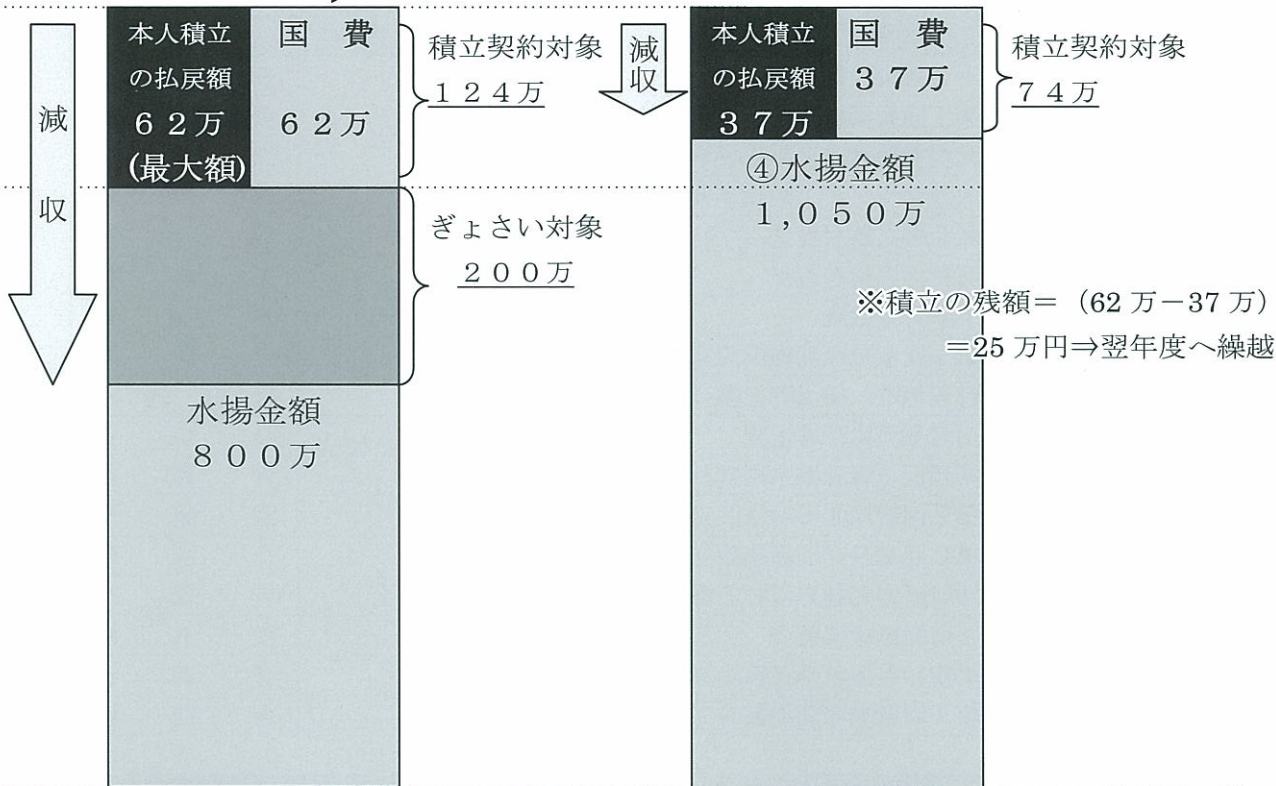
20年4月より実施される

漁業経営安定対策事業の支払イメージは以下のようになります。

最終的な内容が固まり次第、漁協及び漁業者の皆様方に対する説明会を実施致しますので、よろしくお願い致します。

例2：積立契約加入の場合
ぎよさい+積立契約あわせて最大
244万の支払い

例3：積立契約加入だが
ぎよさい無事故の場合
積立契約のみ74万の支払い



積立契約 = 本人積立の払戻62万 + 国費62万

(1 : 1)

= 124万

※本人積立の払戻し = (②1,125万 - ③1,000万) × 1/2 = 62万

漁業共済金 = 200万 × 0.8 × 0.75 = 120万

積立契約 = 本人積立の払戻37万 + 国費37万

(1 : 1)

= 74万

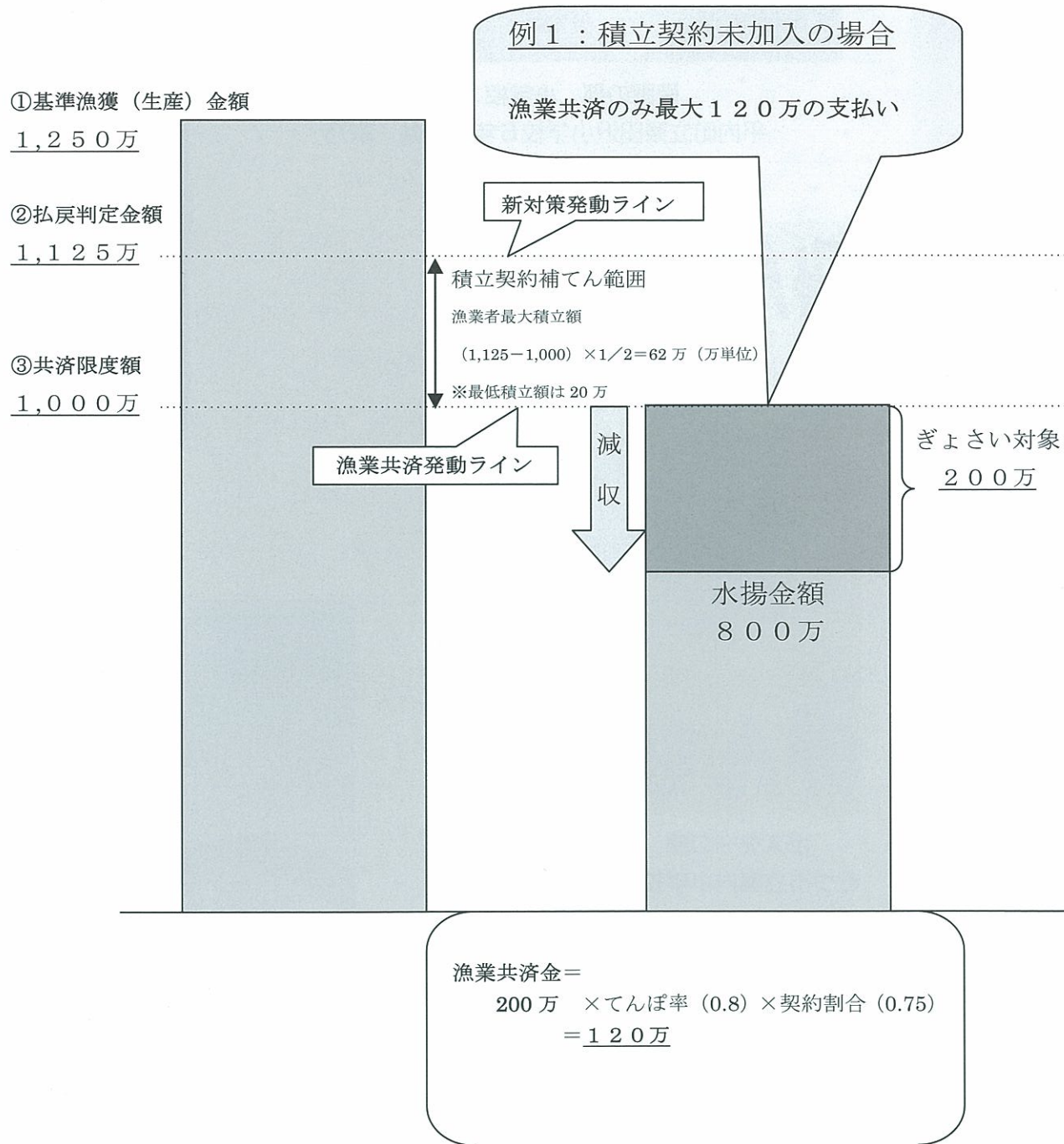
※本人積立の払戻し = (②1,125万 - ④1,050万) × 1/2 = 37万 < 本人積立62万のうち37万 >

漁業共済金 = 無事故なので支払いなし

※ 払戻し出来る額は、漁業者+国費 = 10万円以上の場合に限ります。

具体的な支払いイメージ

◆共済契約前提条件・・・約定20%、契約割合75%、限度額率80%の場合



お問い合わせ先：青森県漁業共済組合
TEL 017-722-4044